

相良小学校 いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校、学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、さまざまな活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ基本方針を定める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童等が「心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法第2条「いじめの定義」）

(3) いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなくてはならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように必要な啓発も行う。

(4) いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前のはたらきかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人が自己肯定感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるので、以下の事項に重点的に取り組む。

(ア) 学級集団づくり

- ・ 話し合い活動、学級会活動の充実
- ・ 相手の思いをあたたく受けとめる聴き方や話し方の指導
- ・ 「かがやきみつけ」の実施
- ・ 「学級ソーシャルスキル」や「人間関係づくりプログラム」の実施

(イ) わかる授業づくり

- ・基礎的、基本的な学習事項の習得
- ・単元構想の工夫
- ・筋道を立てて説明する場面の設定

(ウ) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の設定
- ・6年間を見通した体系的、計画的な実施
- ・生活科、ふるさと科での創意ある活動、地域との交流

(エ) 児童会活動の充実

- ・学校行事の主体的な運営
- ・委員会活動の充実

(オ) 人権学習、道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習及び考え議論する場の設定
- ・「いじめ」の本質や構造の理解
- ・特別な教科道徳の確実な実施と子供の心情の理解
- ・いじめ予防のユニット教材を道徳の時間で実施
- ・発達障害や外国籍児童等、学校として配慮が必要な児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援

(カ) 地域や家庭との関係づくり

- ・ホームページへの「相良小いじめ防止基本方針」掲載
- ・日頃からの連絡（学校便り、学年便り等や電話などで学校でのよい表れを伝える）による関係づくり

(5) いじめの早期発見に向けての取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。あわせて面談や定期的な各種調査を行う。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

(ア) 朝の会、帰りの会や授業中等の観察

- ・健康観察の時の声や表情
- ・授業中の様子(学習態度)
- ・休み時間の様子(他の児童との関わり)

(イ) 学校生活アンケートの実施

- ・年3回「いじめアンケート」実施し、回答用紙を6年間保存する。
- ・「人間関係づくりプログラム」の実施と分析

(6) 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、いじめ防止対策委員会が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導等、問題の解決までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものとして認められる場合には、牧之原市教育委員会と連携を図り、牧之原警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(ア) 基本的な考え方

- ・いじめの発見、通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まずに、速やかに組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(イ) 措置

- ・いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに情報を共有する。
- ・いじめ防止対策委員会を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
- ・事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、被害及び加害児童の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、牧之原警察署と相談して対処する。
- ・いじめられた児童とその保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめを確認したにもかかわらず、校内いじめ防止対策委員会に報告しないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規則違反となり得る。

(ウ) 対応の留意点

- ・いじめを発見した場合は、被害児童の安全を確保するとともに、校長と生徒指導主任に報告する。
- ・校長は、いじめの報告を受けた場合、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ・いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応をとる。
- ・いじめが確認された場合は、被害及び加害児童の保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら、家庭との連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ・校長は、必要があると認める時は、加害児童に対して被害児童が使用する教室以外の場所において

学習を行わせる等、被害児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。

- ・校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加える。
- ・いじめ問題への対応は、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。
- ・把握したいじめの状況や事後指導、その後の状態等は、記録に残し、指導に生かす。
- ・重大事態発生の場合は、速やかに教育委員会へ報告するとともに、いじめ防止対策委員会で対策を考える。

(エ)いじめの解消について

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消できるものではない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3か月を目安）止んでいること。そのために学級担任等は、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないことが本人及びその保護者により確認されていること。

(7) いじめ防止対策委員会

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針にもとづく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は、以下の通りとする。

〈牧之原市立相良小学校 いじめ防止対策委員会〉

○校内構成員

校長、教頭、主幹、生徒指導主任、人権教育担当、養護教諭、
該当学年主任、担任

○校外構成員

SC、SSW、SS、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等